

## 都筑ヶ丘住宅自治会会館(都筑ヶ丘会館)利用規定(案)

令和 3年 5月 1日

第一条(総則) この規定は、都筑ヶ丘住宅自治会所有の自治会館(横浜市都筑区川和町2685-81所在)の運営を円滑に行うため設けるものである。

第二条(会館の呼称) 本会館は、都筑ヶ丘会館(以下会館)と称する。

第三条(会館の定義) 会館は、会員相互の利益と福祉の向上を図るとともに、会員の親睦、文化の向上を目的とした自治会活動の拠点として会員合意に基づく出資により建てられた建物及び付帯設備をいう。

第四条(維持管理) 自治会会則第二章(6)に定められた管理者(会館担当理事)が維持管理を行い、必要な経費は、自治会予算による。使用料、その他の収入については、自治会予算の収入になる。

第五条(使用範囲) 会館建設の目的に沿って、使用範囲を次の通り定める。

1. 自治会の運営、行事及びその準備、打ち合わせに関するもの。
2. 会員相互の親睦交流、文化、健康増進に関するもの。
3. 会員及び家族の慶弔に関する使用。
4. 会員の福祉の向上、教育の振興、地域の発展を趣向とする使用目的で自治会が承認した会員以外が企画したもの。

第六条(使用申請) 会館使用に当たっては、自治会の定める管理者(会館担当理事)に予め申し込みを行い、承認を得た後、次の手続きを行う事。

1. 利用者(責任者)は、所定の申込用紙に記入し、捺印又は署名する。
2. 申し込み用紙を管理者に提出し、承認後、別項の使用料金を納入後、会館の鍵を受け取る。
3. 会館利用終了後は、「会館利用点検表」により、清掃、整理、完了チェックを行った後管理者に鍵を返却し、原則として、管理者の点検を受ける。
4. 会員の家族で、未成年のみの利用の場合は、利用申し込み用紙に保護者の捺印又は署名が必要とする。

第七条(利用優先順位) 会館利用の優先順位は下記の通りとする。

1. 災害に関する利用
2. 自治会にとって重要な会議及び重要な行事に係わる利用
3. 会員及び家族の葬儀
4. 官公庁等の公共機関としての利用
5. その他の利用は、原則先着順とする。年間定期利用は別途定める。

第八条(使用の禁止) 次の項目については、使用を許可しない。

1. 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのある場合。
2. 営利を目的とした場合は、自治会の許可の基、利用する事が出来る。
3. 特定の政治、宗教団体による、政治又は宗教活動目的の使用は原則出来ない。
4. その他、自治会が利用を不相当と認めた場合。

第九条(利用者の義務)

1. 利用責任者を決める事。
2. 利用時間を守る事。
3. 利用に当たっては、器具、備品等を丁寧に扱い、室内を汚損しない事。  
故意により、備品、設備に破損が生じた場合は、弁償を求める事がある。
4. 利用後は、片付け、清掃、戸締り、火器の点検、施設の保全に努める。
5. 未成年者の会員による項3については、保護者が責任を負う。
6. 自治会は、会館内での事故に対する責任は負わない。

第十条(利用料金、利用時間)

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ①午前(午前8時~12時) | ②午後(午後1時~5時)      |
| ③夜間(午後6時~9時)  | ④宿泊(午後10時~翌日午前7時) |

利用料金(一単位)

(1)基本料金(上記時間帯を一単位とする)

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| ①自治会会員個人 | 無料(非自治会会員2割以上→500円) |
| ②自治会会員営利 | 1,500円              |
| ③会員以外    | 3,000円              |
| ④冠婚葬祭    | 10,000円(2日間)        |
| ⑤夜間宿泊    | 3,000円(場所のみ、寝具等は各自) |

(2)定期利用は別途相談

第十一条(規定の改廃)

本規定の改廃は、総会の決議による。

平成24年 5月 1日 改定  
令和 3年 5月23日 改定